



繰越し・翌債承認事務（制度・手続き）

北海道財務局理財部主計課

目次

• 繰越制度の概要	1
• 明許繰越しの概要	2
• 事故繰越しの概要	3
• 継続費、特別会計特別規定の繰越しの概要	4
• 翌債の概要	5
• 繰り越された歳出予算の性質	12
• 「明許繰越し」「事故繰越し」「翌債」《要件と事務手続き》	13
• ADAMS II による承認の流れ	14
• 繰越事由の発生時期と繰越手続の関係	15
• (参考)	19

繰越制度の概要

原則

会計年度独立の原則

- 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。(財政法第12条)
- 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。(財政法第42条 前段)

予算の単年度主義

- 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を経なければならない。(予算は原則として、会計年度毎に作成し、次の会計年度以降の予算を拘束してはいけない)(日本国憲法第86条)

原則通りの処理では、国にとって不経済・非効率となり、結果的に実情にそぐわない場合も！

- 年度内に支出(使用)を完了しなかった経費は、不用額として処理する。

特例

歳出予算の繰越制度

- 国の予算の経済的、効率的な執行を図るため、一定の条件のもと、本来ならば不用額とする経費(歳出予算)を翌年度に繰り越して使用する。

明許繰越し

(財政法第14条の3第1項)

事故繰越し

(財政法第42条ただし書き)

継続費の年割額の逡次繰越し

(財政法第43条の2)

特別会計法の特別規定による繰越し

(財政法第45条)

明許繰越しの概要

根拠条文

財政法第14条の3

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

財政法第43条第1項

各省各庁の長は、第14条の3第1項又は(中略)による繰越を必要とするときは、(中略)財務大臣の承認を経なければならない。

要件

①「丙号繰越明許費(補正)」予算に掲げられた組織及び項の名称に該当する経費であること。

②繰越事由が「丙号繰越明許費(補正)要求書」に掲げられている事由であり、やむを得ない(外部的要因)と認められること。

③翌年度中に使用し終わる見込みのあること。(見込みが無い場合は不可)

④繰越しとなる予定金額をもって財務大臣(財務局長等)の承認を経ていること。

その性質上(経費の性質上) 予め国会の議決を経て

●「自然的、社会的諸条件」とは、例えば、台風・豪雨・波浪などの気象による自然的な条件関係のほか、社会的条件としては、用地取得に際しての相手方との折衝や補償処理が困難に陥ることや資材入手困難などが挙げられる。

➢事務・事業の各実行段階(計画、設計、土地・資材等の取得、建設、製造等)において、外部的要因(自然的、社会的諸条件)に支配され、事業が年度内に完了せず、支出も年度内に完了しない見込みが「内在する経費」。

➢当該「内在する経費」は、予算執行過程における外部的要因に支配されやすい性質を有するものとして、予め「(丙号)繰越明許費」として国会の議決を経ることとされている。

●当初予算には計上しておらず、補正予算で初めて予算計上された丙号繰越明許費は、「経費の性質上」との位置づけ。

予算成立後の事由に基づき予め(補正予算で)国会の議決を経て

➢当初は会計年度内に支出し終わる見込みであり、「(甲号)歳入歳出予算」としていた経費が、予算成立後に生じた事由により、会計年度内に支出が終わらない見込みが生じ、補正予算により「(丙号)繰越明許費」として国会の議決を経た予算。

➢当初予算成立前に生じた事由では、繰越は不可能。

事故繰越しの概要

- 「関連して支出を要する経費」を「関連経費」と言っており、その範囲は法令上明確になっていないが、工事等の経費と一体となってはじめて工事が完成する経費で、工事等の進捗に応じて支出負担行為がなされることが明確なもの。
- 事故繰越しした工事等の「関連経費」は、支出負担行為の有無に関係なく、事故繰越しが可能。

根拠条文

財政法第42条

(前段略)

但し、歳出予算の経費の金額のうち、**年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため**年度内に支出を終わらなかったもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに**関連して支出を要する経費の金額を含む**)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

財政法第43条第1項

各省各庁の長は、(中略)又は前条但書の規定による繰越しを必要とするときは、(中略)**財務大臣の承認**を経なければならない。

要件

- ①**支出負担行為済み**であること。(関連経費を除く)
- ②支出負担行為後で繰越年度内に避け難い**事故**が発生し、年度内に支出が終わらないこと。
- ③翌年度中に**使用し終わる見込みのある**こと。(見込みが無い場合は不可)
- ④財務大臣(**財務局長等**)の承認を経ていること。

年度内に支出負担行為をなし

- 支出負担行為とは、国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。(財政法第34条の二)
- 「補助金」「交付金」は、交付決定が**支出負担行為**となる。
- 「年度内に」とは、繰越年度以前において**支出負担行為をなしたもの**をいうと解されている。(繰越年度の債務負担行為である必要はない。)

避け難い事故のため

- 例えば、暴風、洪水、地震等の異常な天然現象や地権者の死亡、工事現場等での事故などが挙げられる。

- 避け難い事故の範囲は、法令上明確になっていないが、**社会通念上「避け難い事故」と判断されるもの**。(事務手続きの疎漏等内部的要因の事故は認められない。)
- 「事故」は、明許繰越しの「事由」よりも**狭い意味**であると言われている。(当初から事故の発生する蓋然性が高いと認められる場合は認められない。)
- 避け難い事故は、**繰越年度での発生が必要**。(明許繰越し、翌債の承認時の事由をもって事故繰越しはできない。)

継続費、特別会計特別規定の繰越しの概要

継続費の年割額の逓次繰越し

※ 令和6年度予算において、継続費として予算計上されているのは、防衛省の潜水艦建造費、警備艦建造費である。

財政法第43条の2(継続費年割額の逓次繰越し)

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費のうち、その年度内に支出を終らなかったものは、第42条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逓次繰越して使用することができる。(以下略)

特別会計法の特別規定による繰越し

財政法第13条(会計区分)

- 1 略
- 2 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

財政法第45条(特別会計における特例)

各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

特別会計に関する法律第18条

各特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額又は支払義務の生じた歳出金で当該年度の出納の期限までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、次章において翌年度以降に繰り越して使用することができる旨の定めがある場合に限り、繰越して使用することができる。(以下略)

毎会計年度の歳出予算の使用残額
⇒ 最終年度まで順次繰越し可

特例を規定している特別会計

①支出残額の繰越し

…**交付税及び譲与税配付金特別会計**
《特別会計に関する法律第27条》

交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

…**財政投融资特別会計**
《特別会計に関する法律第70条》

財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

②支出残額の逓次繰越し

…**国債整理基金特別会計**
《特別会計に関する法律第48条》

国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度以降において繰り越して使用することができる。

翌債の概要①

「翌債」とは、「繰越明許費に係る翌年度にわたる**債務の負担制度**」の略称。

根拠条文

財政法第43条の3

各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、**財務大臣の承認を経て**、その承認があった金額の範囲内において、翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができる。

歳出予算に基づく債務の負担は、歳出予算の性質からその年度内に限られるべきものである。**翌年度にわたっての債務負担が認められるのは、法律、継続費及び国庫債務負担行為に基づく場合のほか、翌債の財務大臣承認を得た場合。**

要件

- ①歳出予算上、**繰越明許費**であること。
- ②やむを得ない事由が「丙号繰越明許費(補正)要求書」に掲げられている**事由**であること。
- ③**債務負担**を今年度分と翌年度分に**区分することが困難**であること。
(債務負担を翌年度にわたって行うことが合理的であること)
- ④財務大臣(**財務局長等**)の承認を経ていること。

予算の執行上やむを得ない事由

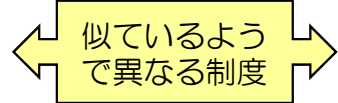
➤明許繰越しの「外部的要因」と同様に、「丙号繰越明許費(補正)要求書」に掲げられている事由。

- 歳出予算は、原則として、その金額の範囲内において一会計年度内の債務負担の権能と支出の権能が付与されている。
- 制定当初の財政法では、複数年度にわたる債務負担が可能なのは、法律、継続費、国庫債務負担行為に基づくもののみ。(継続費は財政法第14条の二、国庫債務負担行為は財政法第15条)
- 昭和29年の財政法改正(第43条の3追加)で、繰越明許費についても翌年度にわたる債務の負担が可能となった。

翌債の概要②（繰越制度との違い）

繰越制度とは

歳出予算の使用についての制度



翌債とは

契約期間についての制度

【繰越制度と翌債の制度上の違い】

	根拠規定	対象となる歳出予算	権能の付与			支出負担行為 (承認申請時点)	繰越事由等	再繰越し	財務大臣の承認規定
			支出	債務の負担					
				年度内	年度跨ぎ				
明許繰越	財政法第14条の3	歳入歳出予算(甲号予算) 繰越明許費(丙号予算)	○	○	×	支出負担行為済・未済を問わない	予算参照書における丙号繰越明許費要求書に掲げる事由	事故繰越は可能	財政法第43条
事故繰越	財政法第42条 ただし書	歳入歳出予算(甲号予算)	○	○	× (注1)	支出負担行為済	支出負担行為後の避け難い事故	×	財政法第43条
翌債	財政法第43条の3	歳入歳出予算(甲号予算) 繰越明許費(丙号予算)	△ (注2)	—	○	翌債申請時点では、支出負担行為済・未済を問わないが、年度内に支出負担行為の実行が必要	予算参照書における丙号繰越明許費要求書に掲げる事由	事故繰越は可能	財政法第43条の3

(注1) 補助事業において、事故繰越の承認後に、補助事業者（例えば地方公共団体）が地方自治法令等に沿って翌年度に跨る契約をすることは差し支えない。

(注2) 一定の要件の下、財政法第43条第1項の財務大臣の承認があったものとして、各省各庁の長限りで繰越処理可能としている。

翌債の概要③（繰越制度との違い）

支出の権能とは

歳出予算を支出（使用）できる権限

債務負担の権能とは

支出の原因となる支出負担行為により債務を負担できる権限

歳出予算

一会計年度内における支出の権能

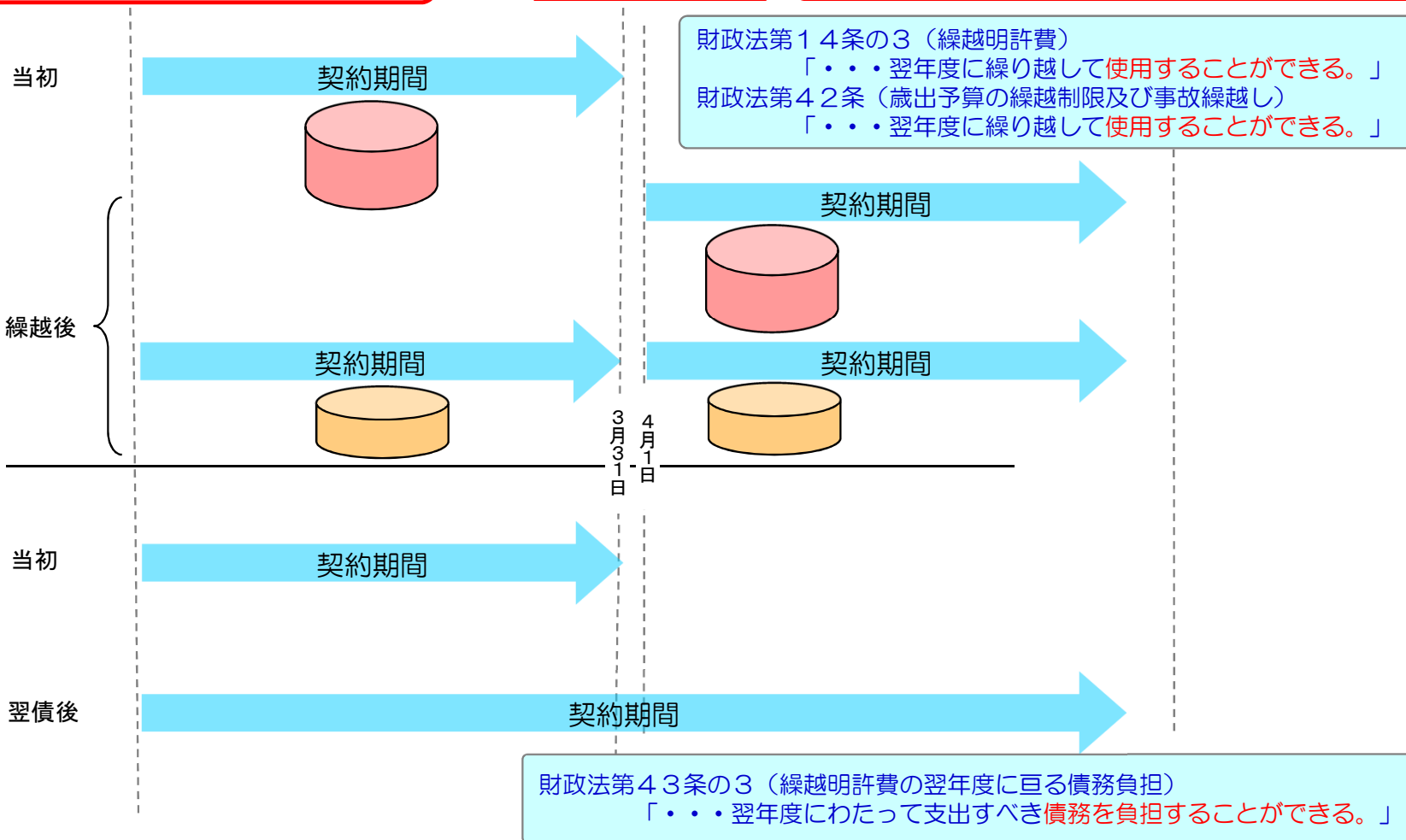
繰越し

歳出予算の金額を翌年度に使用する権能を付与

一会計年度内における債務負担の権能

翌債

翌年度にわたって支出すべき債務を負担する権能を付与



翌債の概要④（繰越制度との違い）

本年度交付決定があった経費 ⇒ 工事等の契約が未済でも「翌債」（パターン④）

区 分			年 度		備 考	
			本年度	翌年度		
通常	直轄事業	契約期間			<ul style="list-style-type: none"> ・本年度中に契約〈事業〉期間が終了 	
	補助事業	事業期間				
	支出（予算使用）					<ul style="list-style-type: none"> ・本年度中に支出完了
特例	直轄事業	（契約期間）	パターン①			<ul style="list-style-type: none"> ★ = やむを得ない事由の発生 ● = 翌債承認 <p>(注)パターン①～⑧は、例示である。</p>
		（事業期間）	パターン②			
	補助事業	（事業期間）	パターン③			
		（事業期間）	パターン④			
		（事業期間）	パターン⑤			
	支出（予算使用）				<ul style="list-style-type: none"> 400万円＝繰越してはいい 600(1,000)万円＝繰越し 	
繰越し	直轄事業	（契約期間）	パターン⑥			<ul style="list-style-type: none"> ★ = 本年度内に支出が終わらない見込みを確認 ● = 繰越承認 <ul style="list-style-type: none"> ・パターン⑦は、翌債承認後に支出負担行為が翌年度になることが明らかとなった場合 ・パターン⑧は、翌債承認時の翌年度支出見込み額が増額見込みとなった場合
		（事業期間）	パターン⑦			
	補助事業	（事業期間）	パターン⑧			
		（事業期間）	パターン⑧			
支出（予算使用）				<p>⑧翌債承認時の本年度支出予定額400万円、翌年度支出見込み額600万円が、本年度支出額300万円となったことから、翌年度支出見込み額が100万円増加。</p>	1,000万円＝繰越し	

翌債の概要⑤（みなし繰越承認）

- 翌債は「契約期間」についての制度であり、繰越しは「歳出予算の使用」についての制度です。すなわち、翌債は一定の制限のもとに翌年度にわたって支出すべき債務を負担する権能のみを付与するものであり、繰越しは、会計年度独立の原則の例外として一定の制限のもとに歳出予算の金額を翌年度に繰り越して使用できる権能を付与するもの。
- このため、翌債により翌年度に属する契約期間に対応する金額（経費）については、繰越しが必要となりますが、申請・承認手続きの事務の簡素化から、翌債承認を経た経費について繰越し（明許繰越）をしようとする場合は、平成10年9月22日蔵計第2355号通達に基づき、一定の要件の下、財政法第43条第1項の財務大臣の承認があったものとして、各省各庁の長限りで繰越し処理をすることとされている。

みなし繰越承認

一定の要件

① 翌債が財務大臣の承認を経たところに従って行なわれており、かつ、財務大臣の承認を経た事項及び事由によるものであること。

翌債承認を受けた経費について債務負担が行われなかった場合は、みなし承認扱いにならない

➡ 改めて明許繰越しの手続きが必要（改め明許）

② 繰越し予定額が、翌債について財務大臣の承認を経た際の承認要求書に記載されている「翌年度所属として支出すべき金額」の範囲内であること。

翌債承認後に翌年度分支出見込額が増額となった場合は、みなし承認扱いにならない

➡ 改めて明許繰越しの手続きが必要（改め明許）

翌債の概要⑥(みなし繰越承認)

平成10年9月22日蔵計第2355号
大蔵大臣から各省各庁の長あて
改正:平成13年1月5日蔵計第2781号
改正:平成20年3月28日財計第753号

財政法第14条の3第1項、第42条ただし書、第43条の2第1項及び特別会計法並びに財政法第43条の3の規定により、歳出予算を翌年度に繰り越して使用する場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合における手続きについては、同法第43条第1項から第3項まで、第43条の2第2項及び特別会計法並びに財政法第43条の3等の規定によるほか、次によることとしたので、通知する。

第1 歳出予算の繰越し手続について
(略)

第2 繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担をする場合の手続について
(略)

第3 翌年度にわたって支出すべき債務の負担について財務大臣又は財務局長等の承認を経た経費の明許繰越について

1 財政法第43条の3の規定により翌債をした経費について同法第14条の3第1項の規定による繰越しをしようとする場合において、**当該翌債が財務大臣又は財務局長等の承認を経たところから従って行われ、かつ、当該繰越しに係る事項及び事由が財務大臣又は財務局長の承認を経た翌債の事項及び事由によるものであるとともに、当該繰越しをしようとする金額が財務大臣又は財務局長の承認に係る承認要求書に記載されている翌年度所属として支出すべき金額の範囲内にとどまるものであるときは、当該繰越しについては、財政法第43条第1項の規定による財務大臣の承認があったものとする。**

2 (以下 略)

第4 その他
(略)

一定の要件から外れる場合

翌債の追加(変更)申請

① 翌債承認後、債務負担をしようとしたときに全体の債務負担額(本年度分+翌年度分)が、翌債承認額よりも増額した場合
(例)

翌債承認額100M (本年度分40M、翌年度分60M)



実際の債務負担額120M (本年度分40M、翌年度分80M)

改めて明許繰越の申請(改め明許)

② 翌債承認後、年度内に全部または一部の債務負担を行うことができない場合(債務負担が翌年度になり、年度を跨がない場合)

③ 翌債承認後、翌債承認額(全体)は超過しないが、承認された「翌年度分」を超過する場合
(例)

翌債承認額100M (本年度分40M、翌年度分60M)



実際の債務負担額100M (本年度分30M、翌年度分70M)

* 実際の債務負担額が承認額の範囲内なので、翌債承認は有効であり変更手続きは不要であるが、「一定の要件」に該当しないため、改めて70Mの明許繰越の手続が必要。

翌債の概要⑦(みなし繰越承認)

区 分		年 度		翌債/繰越し
		本年度	翌年度	
翌債	契約期間	契約 100M (1億円)		契約期間が2ヶ年度にわたる 翌債=100M(1億円)
	予算使用	40M使用	60M使用	繰越しではない=本年の40Mの使用(支出) 繰越し=翌年度の60Mの使用(みなし繰越承認)

【承認後に承認金額の変更があった場合の手続】

(※) 減額分を不用額とはせず、翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費は明許繰越として別途申請

区分		翌債		繰越し	手続き		
変更する欄 ⇒	「翌年度にわたる債務負担を必要とする金額」	「左の額の支出見込額内訳」		「要繰越額」	翌債の変更申請	改め明許	増額分の繰越追加申請
		「本年度分」	「翌年度分」				
翌債	増	増減とも	増減とも	翌債承認時の「みなし繰越承認」と見なされる額より「増」となれば、「一定の要件」に該当しなくなるので、翌年度分全額の「明許繰越」の申請が必要。	○	不要	—
	減	減	増		不要	○	—
		増減とも	減		不要	不要(※)	—
	不変	増	減		不要	不要	—
		減	増		不要	○	—
皆減	皆減	皆減	不要	不要(※)	—		
繰越し	「翌年度にわたる債務負担を必要とする額」が「増」となれば、翌債の変更承認が必要。		「要繰越額」が「増」となれば、明許繰越又は事故繰越の追加申請が必要。		増	—	○
					減	—	不要

繰り越された歳出予算の性質

歳出予算の繰越しをしたときは、その予算について配賦があったものとみなされる。

財政法第43条第4項（歳出予算繰越しの承認等）

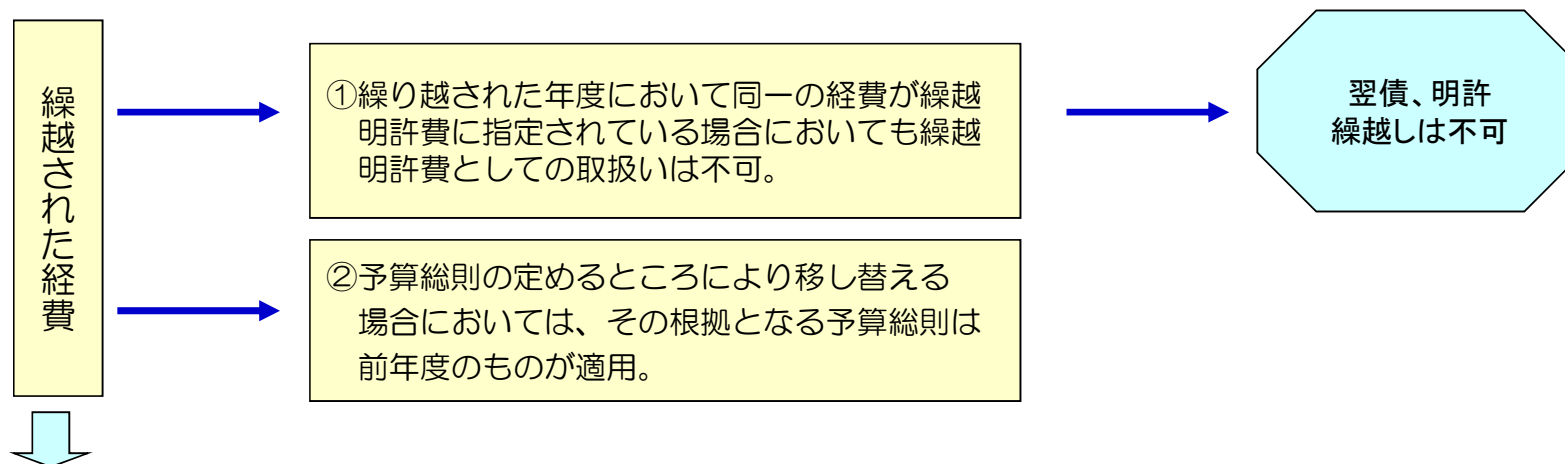
第2項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、第31条第1項の規定による予算の配賦があったものとみなす。

財政法第43条の2第2項（継続費年割額の逡次繰越し）

前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により繰越しをした場合に、これを準用する。

特別会計に関する法律第18条第3項

所管大臣が第一項の繰越しをした場合には、当該繰越しに係る経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があったものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。



通常、財源も繰越し（繰越しをする会計年度の決算上の剰余金として翌年度の歳入に繰り入れられる。）

財政法第41条（決算上の剰余金の翌年度歳入繰入）

毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

「明許繰越し」「事故繰越し」「翌債」《要件と事務手続き》

区分	種類	要件	適用	申請手続き				確定後手続き			
				提出者	提出先	提出書類	期限	提出者	提出先	提出書類	期限
繰越し	明許	<ul style="list-style-type: none"> 丙号繰越し明許費予算に掲げられた経費 繰越し事由が「繰越し明許費要求書」にあること 	<ul style="list-style-type: none"> 翌年度の4月1日以降に支出負担行為をしようとするもの 支出負担行為済であるが、翌年度の4月1日以降に工期を変更しようとするもの。 	繰越事務の受任者	財務局長	<ul style="list-style-type: none"> 繰越計算書 事項別内訳表 箇所別調書及び理由書 審査表 	3月31日	繰越事務の受任者	各省各庁の長	繰越額確定計算書	繰越額確定時すみやかに
	事故	<ul style="list-style-type: none"> 支出負担行為済であること 支出負担行為後の避け難い事故によること 	<ul style="list-style-type: none"> 繰越明許費でないもの 繰越明許費要求書の事由に該当しないもの 明許繰越し、翌債したものを再度繰越しするもの 			<ul style="list-style-type: none"> 繰越計算書 事項別内訳表 理由書 審査表（※） その他必要とする書類（※） （災害復旧・復興事業の場合、※は省略）					
翌債		<ul style="list-style-type: none"> 丙号繰越し明許費予算に掲げられた経費 繰越し事由が「繰越し明許費要求書」にあること 債務の負担が分割困難 	<ul style="list-style-type: none"> 支出負担行為済であるが、工期を翌年度に延長 支出負担行為未済で、年度内に翌年度にわたる支出負担行為を行うもの 	翌債事務の受任者	財務局長	<ul style="list-style-type: none"> 翌年度にわたる債務負担承認要求書 事項別内訳表 箇所別調書及び理由書 審査表 	3月31日	翌債については、確定後の手続きについて明文化された規定はないが、みなし繰越承認された繰越し（繰越し事項・事由が翌債と同じで繰り越す金額が、承認された金額の範囲内）については、明許繰越しと同じ。			

ADAMS II による承認の流れ

「計算書」等の略語一覧

	繰越し	翌債
計算書	繰越計算書	翌年度にわたる債務負担の承認要求書
承認通知書	繰越承認通知書	翌年度にわたる債務負担の承認通知書
報告書	歳出予算繰越承認報告書	翌年度にわたる債務負担の承認報告書
確定計算書	繰越額確定計算書	(明許繰越分に係る繰越額確定計算書)

繰越事案発生

- ① 「計算書（事項別内訳表を含む）」を作成・出力（ADAMS II）
「箇所別調書及び理由書」及び
「審査表」を作成

② メールによりドラフト版の「計算書（事項別内訳表含む）」
「箇所別調書及び理由書」「審査表」等を事前送付

③ 内容確認、修正箇所等の指示・調整

④ 送信指示

⑤ 申請（ADAMS II）

差戻し（ADAMS II）

再申請（ADAMS II）

⑥ 承認（ADAMS II）

繰越額確定
⑦ ADAMS II により「確定計算書」を作成

⑧ 確定額報告（ADAMS II）

※④の指示があるまではADAMS II 送信しないこと

※ADAMS II 送信後、連絡して下さい。

官署
申請者

財務局

財務本省

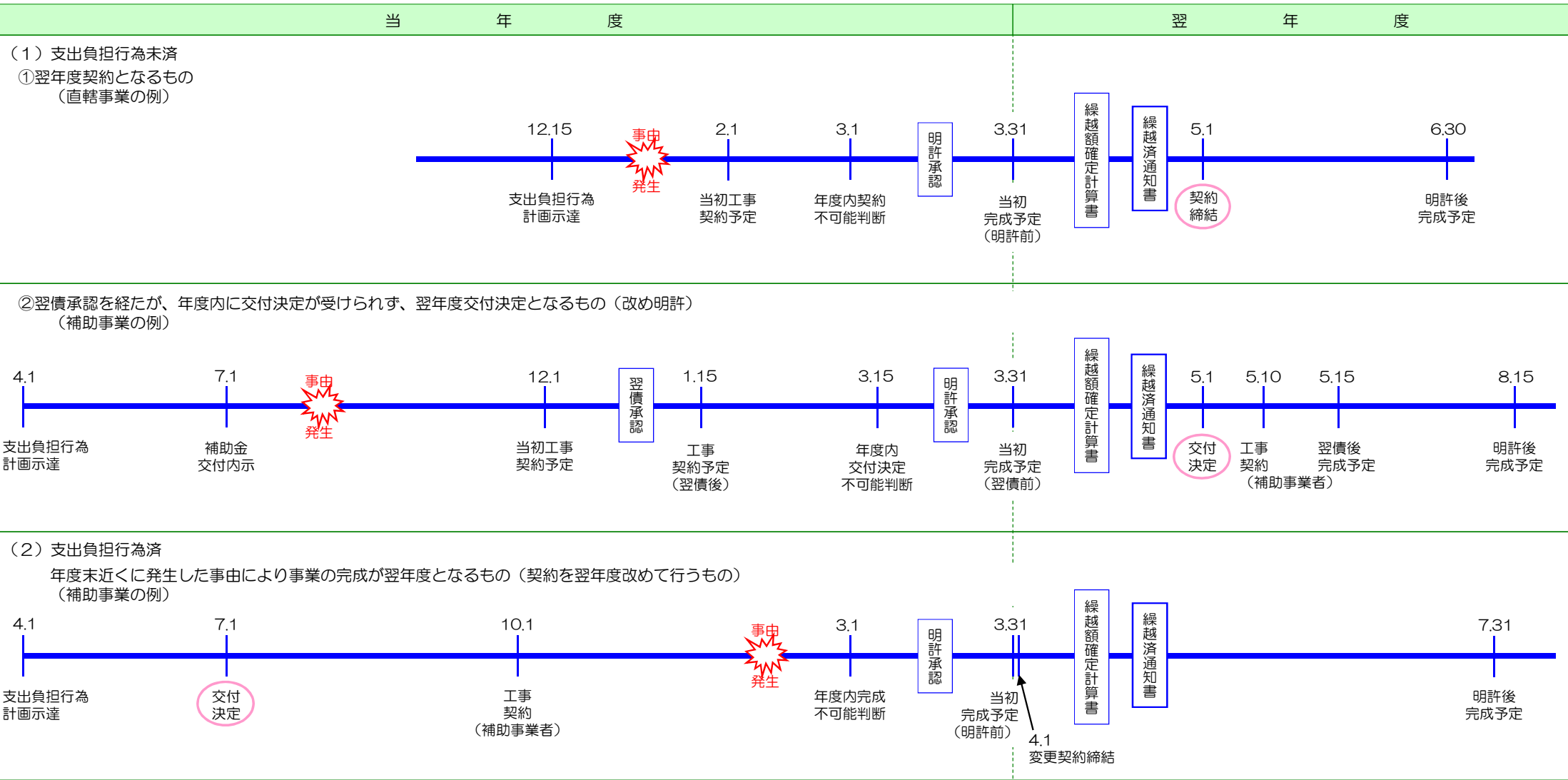
⑥ ADAMS II
出力
内容確認
承認決裁

各省各庁（主務省）

随時閲覧
(ADAMS II)

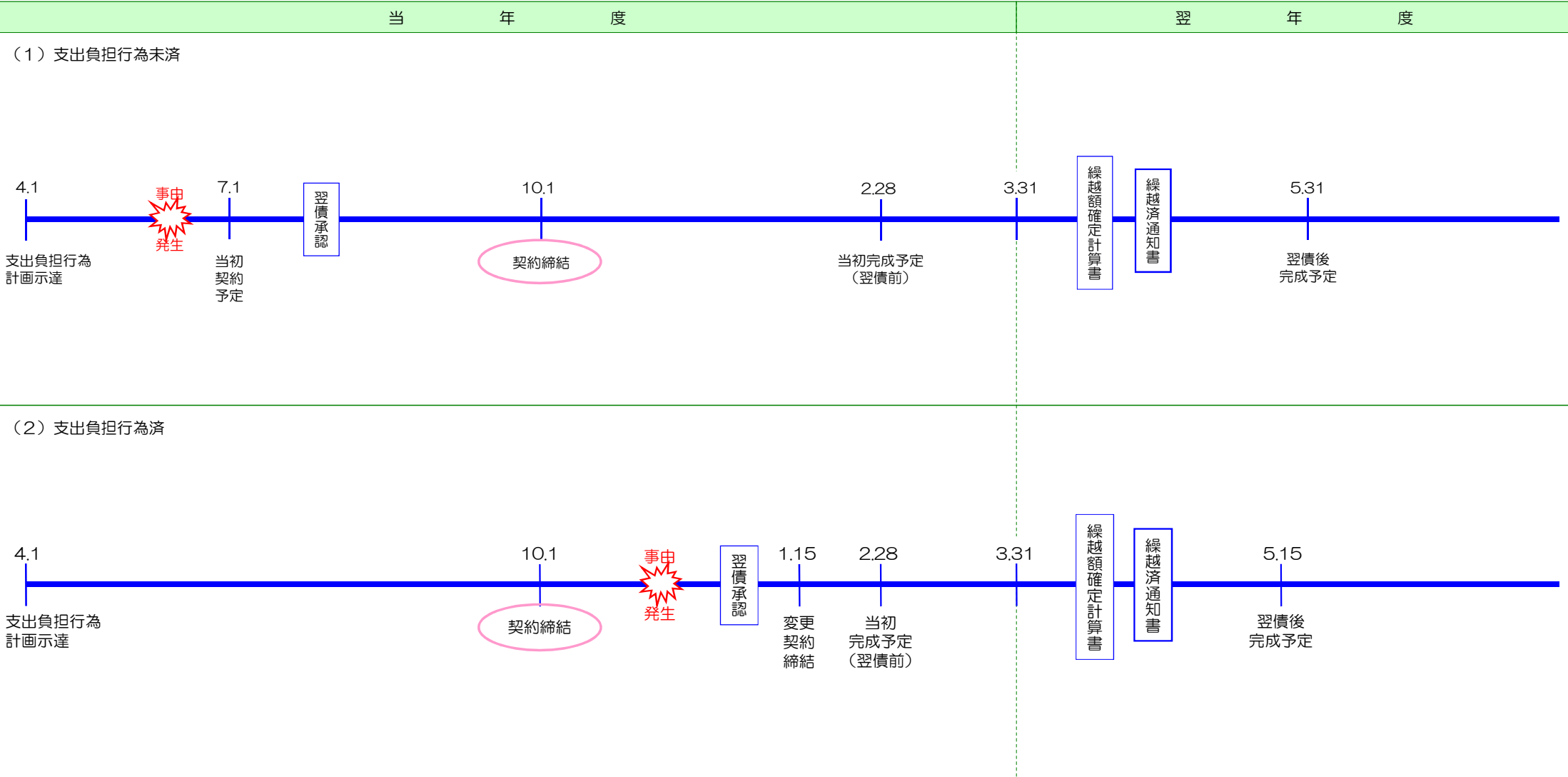
繰越事由の発生時期と繰越手続の関係 《明許繰越しの場合》

○ …支出負担行為



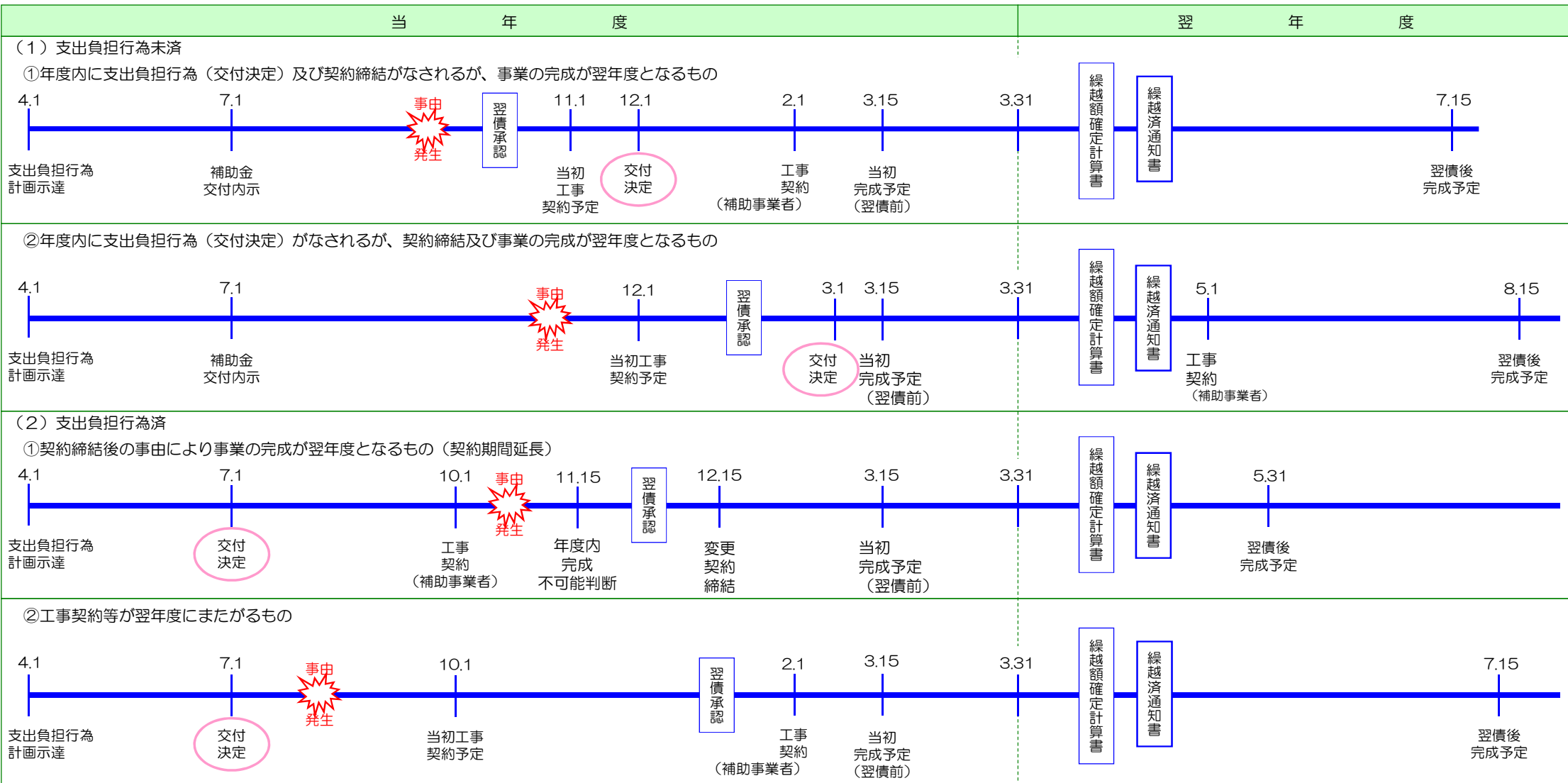
繰越事由の発生時期と繰越手続の関係《翌債の場合（直轄事業）》

○…支出負担行為



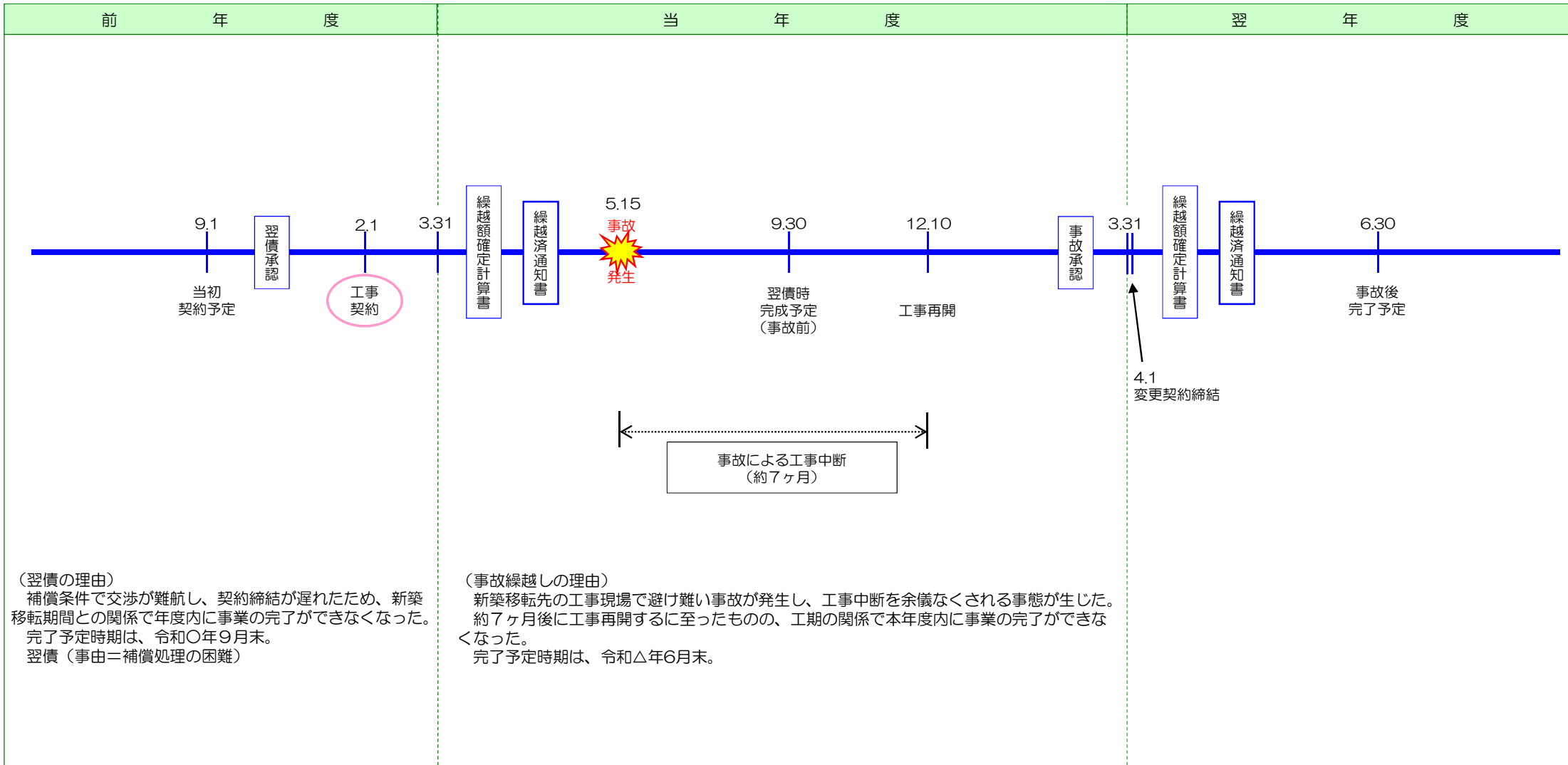
繰越事由の発生時期と繰越手続の関係《翌債の場合（補助事業）》

○…支出負担行為



繰越事由の発生時期と繰越手続の関係 《事故繰越しの場合》

○ …支出負担行為



(翌債の理由)
 補償条件で交渉が難航し、契約締結が遅れたため、新築移転期間との関係で年度内に事業の完了ができなくなった。
 完了予定時期は、令和〇年9月末。
 翌債（事由＝補償処理の困難）

(事故繰越しの理由)
 新築移転先の工事現場で避け難い事故が発生し、工事中断を余儀なくされる事態が生じた。
 約7ヶ月後に工事再開するに至ったものの、工期の関係で本年度内に事業の完了ができなくなった。
 完了予定時期は、令和△年6月末。

こんなときどうする？

Q1 前年度から本年度に明許繰越した経費を、本年度から翌年度に再度明許繰越しできるか。

繰越した経費について、再度同じ規定を適用し繰越することはできない。
前年度、本省間で明許繰越された経費も同様。

Q2 同様に、前年度から本年度に事故繰越した経費を、本年度から翌年度に事故繰越しできるか。

繰越した経費について、再度同じ規定を適用して事故繰越しは認められない。

Q3 前年度からの繰越分(明許繰越)と本年度予算分を合わせて施行していた場合の繰越しはどのように行うのか。

予算年度区分により施行範囲等が明確に区分できる契約で、かつ事項の区分も可能な契約であれば、前年度繰り越し分の経費は事故繰越し、本年度予算分は明許繰越しが可能。区分できない場合は、両年度合わせて事故繰越しとなる。

Q4 明許繰越しと事故繰越しの両方の要件を充たしている場合、どちらで申請すべきか。

翌年度中に万一事故が発生した場合を勘案し、明許繰越しで申請するのが一般的である。

Q5 明許繰越しと翌債は、どちらで申請すべきか。

予算の年度内執行や早期の事業効果発現の観点、分割発注、契約変更等の事務の煩雑を避ける意味からも、翌債を積極的に活用。

※ 補助(交付金)事業については、翌債が原則。

Q6 国庫債務負担行為の歳出化額の年割額の繰越しは、どのように申請すればよいか。

国庫債務負担行為に基づき前年度以前において債務負担行為済であり、再度債務負担行為を行うことはあり得ないので、明許繰越しにより申請する。

Q7 事故繰越しに係る関連経費(事務費・旅費等)が支出負担行為未済の場合、本体事業費と同様に事故繰越しできるか。

本体事業費と一体不可分なもので、本体事業の進捗に応じて支出負担行為がなされることが明確な関連経費については、単独で事故繰越しの要件を具備しなくても、本体事業費が事故繰越しの要件を具備していれば、事故繰越しできる。

Q8 補助事業の翌債承認に当たり、関連経費(事務費・旅費)については、本工事費に含めて同じように翌債承認は可能か。

翌債承認と繰越承認は全く別の制度であり、関連経費については、翌年度にわたる債務負担は行われなため、別途繰越承認(明許繰越し)を得る必要がある。

《承認後の金額変更》

翌債として承認を受けた額が「増」となれば、承認した金額を超える翌債を行うことになるので、**変更承認が必要**となる。

いずれも年度内処理が原則

区分	変更する欄 →	翌債		繰越し	手続き
		「左の額の支出見込額内訳」			
	「翌年度にわたる債務負担を必要とする額」	「本年度分」	「翌年度分」		
翌債	増	増減とも	増減とも	増	翌債の追加(変更)申請
	減	減	増		翌年度分を明許繰越しとして新たに申請
		増減とも	減		不要(※1)
	不変	増	減		不要
		減	増		翌年度分を明許繰越しとして新たに申請
皆減	皆減	皆減	不要(※2)		
繰越し				増	増額分について、明許繰越し又は事故繰越しの追加申請
				減	不要

※1. 減額分を不用額とせずに翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費全体について改めて明許繰越しとして申請

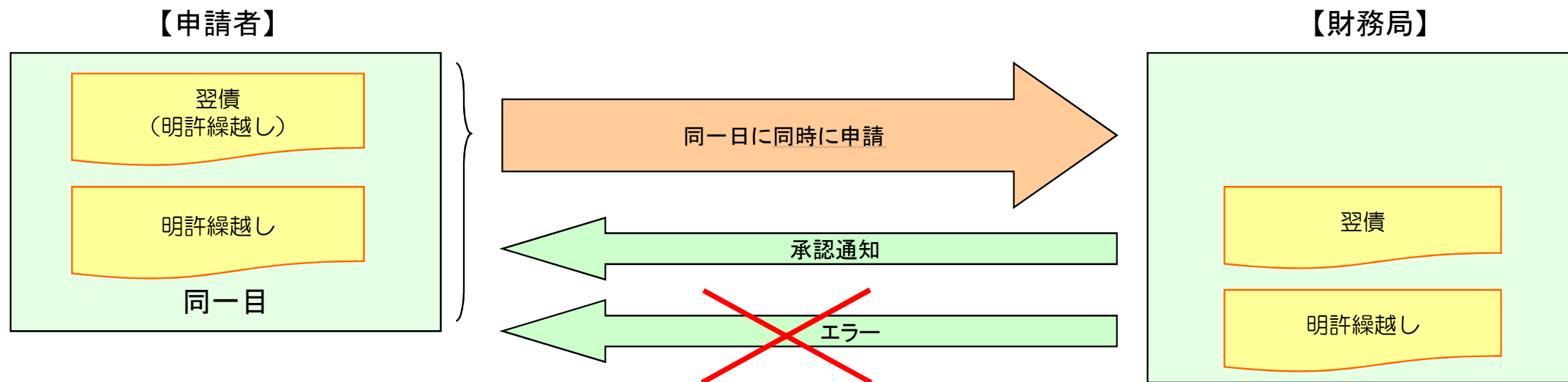
※2. 減額分を不用額とせずに翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費は明許繰越しとして別途申請

翌債と同時に承認されたとみなされる明許繰越しの額が「増」となれば、翌債承認時の範囲を超える繰越しを行なうことになり、翌債のみなし承認規定要件に該当しなくなるので、**翌年度分全額を「明許繰越し」として新たに申請**することが必要となる。

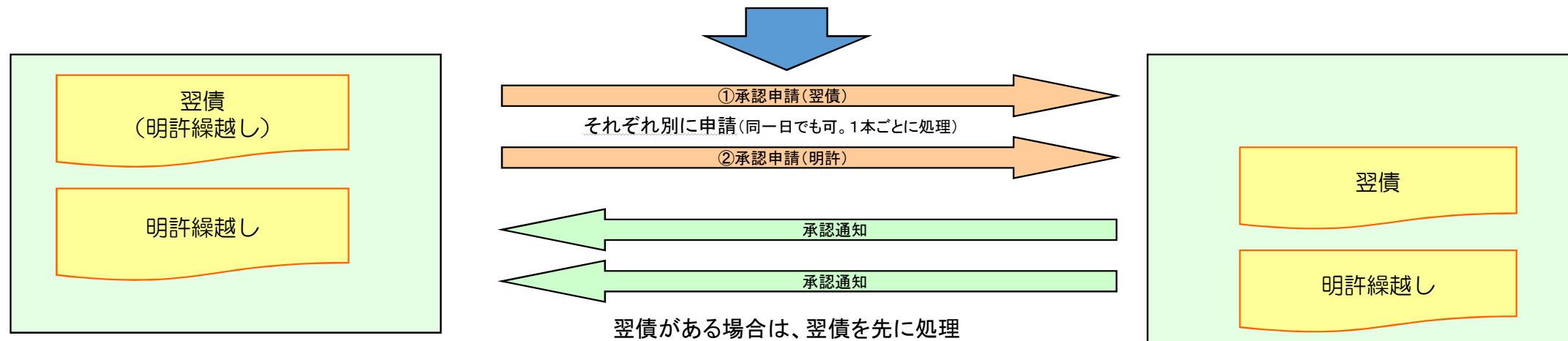
ただし、これらの場合は翌債承認額の範囲内なので、翌債変更手続きは不要。

繰越し承認を受けた額が「増」となれば、承認した金額を超える繰越しを行うことになるので、**追加申請**が必要となる。

《同一日に同一目で「翌債」と「明許繰越し」又は「明許繰越し」と「明許繰越し」を同時申請する場合》



システム上、自動計算される箇所に承認済額（申請中）が反映されないため発生。



総 目 録

令和6年度一般会計予算

	ページ
予 算 総 則	1
甲 号 歳 入 歳 出 予 算	29
乙 号 継 続 費	86
丙 号 繰 越 明 許 費	90
丁 号 国 庫 債 務 負 担 行 為	121

(参考)

コード番号について	1135
予算書情報について	1138

(添付)

財政法の規定により令和6年度に発行を予定する公債及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の規定により令和6年度に発行を予定する公債の償還計画表	193
令和6年度一般会計予算参照書	
令和6年度一般会計歳入予算明細書	195
令和6年度一般会計各省各庁予定経費要求書等	261

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
		退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)			税関業務特別庁費(横浜税関庁舎移転関係経費に限る。)
		財務本省施設費		国 税 庁	船 舶 建 造 費
		公務員宿舍施設費			(項) 国税庁共通費のうち
		特定国有財産整備費			退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)
	財 務 局	(項) 財務局共通費のうち			国 税 庁 施 設 費
		庁費(横浜第2合同庁舎移転関係経費、名瀬第2地方合同庁舎移転関係経費及び鹿児島第3地方合同庁舎移転関係経費に限る。)	文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	(項) 文部科学本省共通費のうち
		財務局施設費			退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)
		財務局業務費のうち			教 育 政 策 推 進 費 の うち
		国有財産管理处分庁費			放送大学学園補助金(教材作成事業費、教務情報システム改修事業費及び放送事業費に限る。)
		国有財産評価等手数料			初等中等教育振興費のうち
		合同宿舍管理費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)			へき地児童生徒援助費等補助金(通学用バス・ポート購入費に限る。)
		普通財産維持費			公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
	税 関	(項) 税関共通費のうち			学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育施設設備整備費に限る。)
		庁費(大阪税関庁舎移転関係経費に限る。)			
		税関施設費			
		税関業務費のうち			

丙号 繰越明許費要求書

次の表の事項の欄に掲げる経費は、その性質上支出の完了までに相当の期間を要し、かつ、その支出が本年度内に完了しない場合にも引き続いて行う必要があるものであるが、事由の欄に掲げる事由その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので、翌年度に繰り越して使用できることとする必要がある。

(注) 事由の欄に掲げる「計画」とは、計画に関する諸条件をいい、「設計」とは、設計に関する諸条件をいい、「気象」とは、気象の関係をいい、「用地」とは、用地の関係をいい、「補償処理」とは、補償処理の困難をいい、「資材入手」とは、資材の入手難をいい、それぞれ該当するものに○印を付している。

組 織	事 項	事 由						左 記 以 外 の 事 由
		計画	設計	気象	用地	補償 処理	資材 入手	
財 務 本 省	(項) 財務本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。) 財務本省施設費 公務員宿舍施設費 特定国有財産整備費							勤務意思の変更
財 務 局	(項) 財務局共通費のうち 庁費(横浜第2合同庁舎移転関係経費、名瀬第2地方合同庁舎移転関係経費及び鹿児島第3地方合同庁舎移転関係経費に限る。) 財務局施設費 財務局業務費のうち 国有財産管理处分庁費 国有財産評価等手数料	○	○				○	
		○	○				○	
		○	○	○		○	○	
		○		○				

組 織	事 項	事 由						左 記 以 外 の 事 由
		計画	設計	気象	用地	補償 処理	資材 入手	
	合同宿舍管理費(建物及び 工作物解体撤去費に限る。) 普通財産維持費	○	○	○		○	○	
税 関	(項) 税 関 共 通 費のうち 庁費(大阪税関庁舎移転関 係経費に限る。) 税 関 施 設 費 税 関 業 務 費のうち 税関業務特別庁費(横浜税 関庁舎移転関係経費に限 る。) 船 舶 建 造 費	○					○	
国 税 庁	(項) 国 税 庁 共 通 費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。) 国 税 庁 施 設 費						○	勤務意思の変更

繰越事由欄の記載方法（令和6年6月）（1/4）

繰越事由を記号によって記載する場合は、下記の区分による記号を使用する。また、繰越事由の発生時期及び繰越事由の発生による遅延期間を明記すること（下表の記載例欄に倣い、記載すること（○月 ○か月））。

事由	説明	記載例	類似例
計画に関する諸条件	ア 工事の施行に伴い発生する○○問題(例：公害、騒音、振動、水質汚濁等)について、地元との調整に不測の日数を要したため(補償処理に関するものを除く)	計画に関する諸条件 ア 公害 ○月 ○か月	粉塵、煤煙、悪臭、電波障害、日照権、渋滞、迂回路、通行規制期間、通行規制時間、占用許可物件(上下水道、電気、ガス、各種通信施設)の移設 ※漁協との調整は原則としてここで記載する
	イ 工事の施行に伴い発生した状況変化(土質、埋蔵物、湧水、地盤等)に伴う施行能率の低下により不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 イ 埋蔵物 ○月 ○か月	※埋蔵文化財の調査による遅延は「計画に関する諸条件 力」とする
	ウ 工事の施行に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 ウ 運搬路選択 ○月 ○か月	※運搬路の被災による遅延は「資材の入手難 ウ」とする
	エ 基本計画の策定・変更(工事着工箇所、面積、建物の配置、規模、取用人員等)に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 エ 建物の配置 ○月 ○か月	位置(敷地の選定、し尿・ごみ・火葬場の位置、建物等の配置(日照権、電波障害)、仮収容施設の設置法線の変更、橋梁の位置)、道路・河川法線の変更
	オ 他事業(災害、上下水道、電話、電気、ガス、鉄道、河川等)との調整に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 オ 河川 ○月 ○か月	※他事業とは、事業主体または所管省庁の異なる事業をいう ※事業主体及び所管省庁が同一の場合は「計画に関する諸条件 キ」とし、当該記載例欄の上から4つ目の例に倣い、記載すること
	カ 関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 カ 河川法・○○県 ○月 ○か月	○○法・○○局、○○法・○○県市町村、道路交通法・○○公安委員会(警察署)、文化財保護法・○○教育委員会、○○法・JR等 ※関係機関とは、当該事業に利害関係がなく、事業実施者が当事者以外に対して協議・許認可を得ることが必要となる第三者機関である。
	キ その他(記載例欄に倣い、具体的事由を簡潔に記載すること)	計画に関する諸条件 キ ○○(例：入札不調、入札不落、低入札価格調査による遅延、契約相手の倒産等)に伴う△△(例：整備計画、システム開発計画、仕様等)の変更 ○月 ○か月	地元からの工事に直接は関係ない要望、希少生物への影響についての学識経験者との検討調整、地震による手戻り ※外部専門家(外部有識者等)とは、事業主体及び所管省庁に所属している職員などは含まれず、客観的事実に基づいて「外部」の者であることが説明可能な者に限る。

繰越事由欄の記載方法（令和6年6月）（2/4）

事由	説明	記載例	類似例
		キ 外部専門家(外部有識者等)からの指摘(要請等)を踏まえた〇〇(例:整備計画、システム開発計画、仕様、工期等)の変更 〇月 〇か月 キ 外部専門家(外部有識者等)からの指摘(要請等)を踏まえた△△(例:関係者、地元等)との調整 〇月 〇か月 キ 〇〇(例:先行事業、関連事業等)において発生(判明)した△△(外部的要因による事由を簡潔に記載)に伴う□□(例:整備計画、システム開発計画、仕様、工期等)の変更 〇月 〇か月	
設計に関する諸条件	ア	工法の選択に当たり、不測の日数を要したため 設計に関する諸条件 ア 基礎工法 〇月 〇か月	基礎工法、土質、埋蔵物、地すべり発生 ※事前設計段階における複数の工法からの選択が該当する。
	イ	設計の変更を生じたので設計変更、契約変更等の手続に不測の日数を要したため 設計に関する諸条件 イ 湧水処理 〇月 〇か月	湧水処理の追加、岩盤線変更による杭長の変更、基礎地盤改良 ※契約締結後における現場状況から生じたものが該当する。
	ウ	その他(記載例欄に倣い、具体的事由を簡潔に記載すること) 設計に関する諸条件 ウ 〇〇(例:入札不調、入札不落、契約相手の倒産等)に伴う△△(例:基本設計、実施設計、システム設計、仕様等)の変更 〇月 〇か月 ウ 〇〇(例:先行事業、関連事業等)において発生(判明)した△△(外部的要因による事由を簡潔に記載)に伴う□□(例:基本設計、実施設計、システム設計、仕様等)の変更 〇月 〇か月	
気象の関係	ア	豪雨のため 気象の関係 ア 豪雨 〇月 〇か月	※異常気象を理由とするときは、例年と比較して気象の異常が認められる場合に限る。
	イ	豪雪のため 気象の関係 イ 豪雪 〇月 〇か月	

繰越事由欄の記載方法（令和6年6月）（3/4）

事由	説明	記載例	類似例
	ウ 風浪のため	気象の関係 ウ 風浪 ○月 ○か月	
	エ その他(具体的事由を簡潔に記載すること)	気象の関係 エ (具体的事由を簡潔に記載する) ○月 ○か月	落雷、竜巻
用地 の 関 係	ア 用地買収の交渉に伴い発生する○○問題(例：価格、相続、境界、代替地等)により、用地の取得が遅延したため	用地の関係 ア 価格 ○月 ○か月	位置、面積、境界(含む地図混乱、地図訂正)、収用、所有権、代替地(上物なし)要求、相続、時期、本人の病気
	イ 工事用地(工事施行に必要な敷地)の借上げ交渉が難航したことにより、工事の施行が遅延したため	用地の関係 イ 価格 ○月 ○か月	位置、価格、境界(含む地図混乱、地図訂正)、代替地(上物なし)要求、相続、時期、本人の病気、原状回復方法 ※対象は、資材置場、重機置場、掘削土砂仮置場、仮設道路等の工事中の仮設用地 ※借上げは有償、無償を問わない
	ウ その他(具体的事由を簡潔に記載すること)	用地の関係 ウ (具体的事由を簡潔に記載する) ○月 ○か月	仮換地の指定遅延 ※買収によらない事業用地の取得についてはここで記載する。
補償 処 理 の 困 難	ア 工事施行上障害となる○○(例：家屋又は工作物の撤去・移転、立木伐採、漁業権等)に係る補償交渉に不測の日数を要したため	補償処理の困難 ア 家屋の移転 ○月 ○か月	価格、位置、面積、相続、時期、収用、所有権、残地、本人の病気 ※対象は、物件(建物、工作物、樹木、墓地)及び権利(所有権、漁業権、耕作権、用排水権、営業権)である。 移転先(上物あり)要求(詮索、買収、造成、移転工法)
	イ 工事の施行に伴い発生する○○問題(例：公害、騒音、振動、水質汚濁等)について、地元との調整に不測の日数を要したため	補償処理の困難 イ 公害 ○月 ○か月	汚水、排水、粉塵、煤煙、悪臭、日照権、電波障害
	ウ その他(具体的事由を簡潔に記載すること)	補償処理の困難 ウ (具体的事由を簡潔に記載する) ○月 ○か月	
資材 の 入 手 難	ア 価格高騰又は工事箇所が地域的に集中したことにより、○○資材(例：セメント、ブロック、鋼材等)の不足を来たしたため	資材の入手難 ア セメント ○月 ○か月	
	イ 工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため	資材の入手難 イ 労務者 ○月 ○か月	

繰越事由欄の記載方法（令和6年6月）（4/4）

事由	説明	記載例	類似例
ウ	運搬路(工事用仮設道路を含む)の災害などにより現場への資材の運搬が不能となったため	資材の入手難 ウ 災害 ○月 ○か月	
	特注品の納期が遅延したため	資材の入手難 エ 納期遅延 ○月 ○か月	※特注品以外の製品・装置等の納期遅延は「資材の入手難 オ」とし、当該記載例欄を参照すること
	その他(記載例欄に倣い、具体的事由を簡潔に記載すること)	資材の入手難 オ ○○(例：世界情勢の急変、サプライチェーンの混乱等)による△△(例：電子部品、半導体等)の不足に伴う□□(具体の製品・装置等の名称を記載)の納期遅延 ○月 ○か月	
式事試 の前験 決調研 定査究 の又は 困は際 難研し 究て 方の	ア 事前調査に予想外の日数を要したため	試験・研究 ア ○月 ○か月	当初予定していなかった情報収集の必要、再調査の必要、新たな知見の出現
	イ 研究方式の決定に予想外の日数を要したため	試験・研究 イ ○月 ○か月	審査方法・方針の決定、研究者の調整、研究材料の決定、当初予期しなかった知見の出現
	ウ その他(具体的事由を簡潔に記載すること)	試験・研究 ウ (具体的事由を簡潔に記載する) ○月 ○か月	
丙号繰越明許費要求書に掲げられた事由のうち上記以外のもの		相手国との交渉の関係(具体的事由を簡潔に記載する) ○月 ○か月	「相手国との交渉の関係」、「相手国の事情」、「請求の遅延」、「調査方法の決定の困難」、「○○の調査確認の困難」等
その他のやむを得ない事由		その他(具体的事由を簡潔に記載する) ○月 ○か月	※別途指示したものに限る(事前相談されたい)